

科目	内容																								
基本額【拡充】	<p>クラブの管理運営に必要な基本的な経費とする。児童数(支援員数)に応じて、指定管理料を算定/年</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>児童数(支援員数)</th> <th>金額(円)</th> <th>児童数(支援員数)</th> <th>金額(円)</th> <th>児童数(支援員数)</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20~34人 (常1非2)</td> <td>5,324,000</td> <td>65~79人 (常2非4)</td> <td>5,599,000</td> <td>110~124人 (常3非6)</td> <td>5,478,000</td> </tr> <tr> <td>35~49人 (常2非2)</td> <td>5,676,000</td> <td>80~94人 (常3非4)</td> <td>5,566,000</td> <td>125~139人 (常4非6)</td> <td>5,445,000</td> </tr> <tr> <td>50~64人 (常2非3)</td> <td>5,643,000</td> <td>95~109人 (常3非5)</td> <td>5,522,000</td> <td>140~154人 (常4非7)</td> <td>5,401,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4月1日の通年登録児童数(加配対象児童を除く)により算定する。 ※クラブの管理運営にあたり最低賃金法その他労働関係に関する法令を遵守すること(滋賀県R5最低賃金 時給927円(予定))。</p>	児童数(支援員数)	金額(円)	児童数(支援員数)	金額(円)	児童数(支援員数)	金額(円)	20~34人 (常1非2)	5,324,000	65~79人 (常2非4)	5,599,000	110~124人 (常3非6)	5,478,000	35~49人 (常2非2)	5,676,000	80~94人 (常3非4)	5,566,000	125~139人 (常4非6)	5,445,000	50~64人 (常2非3)	5,643,000	95~109人 (常3非5)	5,522,000	140~154人 (常4非7)	5,401,000
児童数(支援員数)	金額(円)	児童数(支援員数)	金額(円)	児童数(支援員数)	金額(円)																				
20~34人 (常1非2)	5,324,000	65~79人 (常2非4)	5,599,000	110~124人 (常3非6)	5,478,000																				
35~49人 (常2非2)	5,676,000	80~94人 (常3非4)	5,566,000	125~139人 (常4非6)	5,445,000																				
50~64人 (常2非3)	5,643,000	95~109人 (常3非5)	5,522,000	140~154人 (常4非7)	5,401,000																				
支援員等に直接支払われる加算	<p>処遇改善事業費加算【新規】</p> <p>放課後児童支援員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、職員に対して3%程度(月額9,000円)の賃金改善を行う施設を対象に、当該賃金改善を行うために必要な経費の加算を行う。なお、補助基準額は、1単位ごとに、下記の算式により算定する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>1単位あたり</td> <td>補助基準額(月額) × 賃金改善対象者数 × 事業実施月数</td> </tr> </table> <p>加算対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 放課後児童支援員や補助員、事務職員等の放課後児童クラブに勤務する職員(非常勤職員も含む。) ※経営に携わる法人の役員である職員を除く。 <p>実施条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本給または決まって毎月支払われる手当により、補助額以上の賃金改善を実施すること。 賃金改善計画書および賃金改善実績報告書を提出すること。 <p>キャリアアップ加算【拡充】</p> <p>経験豊富な支援員の確保と定着化をはかるため、経験年数に応じた処遇改善の加算を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>① 経験年数5年未満の支援員</th> <th>131,000円/年/人(上限)</th> <th rowspan="3">対象経費: 処遇改善に必要な経費(給料、職員手当(時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当)、共済費、(社会保険料)、賃金)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>② 経験年数5年以上10年未満の支援員</td> <td>263,000円/年/人(上限)</td> </tr> <tr> <td>③ 経験年数10年以上の支援員で単位の責任者の立場にあるもの</td> <td>394,000円/年/人(上限)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※処遇改善費用が加算額より低い場合は、実績額を加算額とする。 ※対象となる支援員数に応じて加算されるが、1単位919,000円を上限とする。</p> <p>加算条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本給が平成28年度に比べ改善されていること。 市が指定した資質向上研修に参加すること。 ③の支援員については当該立場にあることを、発令や運営規定等の文書により確認できること。 加算額は当該職員の処遇改善費以外への使用は認められない。 経営に携わる法人の役員については原則対象外とする。 	1単位あたり	補助基準額(月額) × 賃金改善対象者数 × 事業実施月数	① 経験年数5年未満の支援員	131,000円/年/人(上限)	対象経費: 処遇改善に必要な経費(給料、職員手当(時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当)、共済費、(社会保険料)、賃金)	② 経験年数5年以上10年未満の支援員	263,000円/年/人(上限)	③ 経験年数10年以上の支援員で単位の責任者の立場にあるもの	394,000円/年/人(上限)															
1単位あたり	補助基準額(月額) × 賃金改善対象者数 × 事業実施月数																								
① 経験年数5年未満の支援員	131,000円/年/人(上限)	対象経費: 処遇改善に必要な経費(給料、職員手当(時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当)、共済費、(社会保険料)、賃金)																							
② 経験年数5年以上10年未満の支援員	263,000円/年/人(上限)																								
③ 経験年数10年以上の支援員で単位の責任者の立場にあるもの	394,000円/年/人(上限)																								
弾力運営加算【拡充】	<p>年度途中や季節時に児童数が増加することにより、支援員の増員配置が必要となる月について加算を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>通年</th> <th>118,000円/月 /1ランクアップにつき</th> <th>各月の通年児童数が、4/1通年児童数区分の上限人数を超えた場合、加算適用とする。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8月</td> <td>160,000円/月 /1ランクアップにつき</td> <td>8/1季節利用児童数と8/1通年児童数の合計が、4/1通年児童数区分の上限人数を超えた場合、加算適用とする。</td> </tr> <tr> <td>季節</td> <td>80,000円/月 /1ランクアップにつき</td> <td>各季節利用児童数と季節月1日通年児童数の合計が、4/1通年児童数区分の上限人数を超えた場合、加算適用とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※児童数に応じた必要支援員数の配置を行わない場合は加算の対象外とする。 ※季節月において、通年加算と季節加算の両方を行うときは、通年加算については半月分(59,000円)とする。</p>	通年	118,000円/月 /1ランクアップにつき	各月の通年児童数が、4/1通年児童数区分の上限人数を超えた場合、加算適用とする。	8月	160,000円/月 /1ランクアップにつき	8/1季節利用児童数と8/1通年児童数の合計が、4/1通年児童数区分の上限人数を超えた場合、加算適用とする。	季節	80,000円/月 /1ランクアップにつき	各季節利用児童数と季節月1日通年児童数の合計が、4/1通年児童数区分の上限人数を超えた場合、加算適用とする。															
通年	118,000円/月 /1ランクアップにつき	各月の通年児童数が、4/1通年児童数区分の上限人数を超えた場合、加算適用とする。																							
8月	160,000円/月 /1ランクアップにつき	8/1季節利用児童数と8/1通年児童数の合計が、4/1通年児童数区分の上限人数を超えた場合、加算適用とする。																							
季節	80,000円/月 /1ランクアップにつき	各季節利用児童数と季節月1日通年児童数の合計が、4/1通年児童数区分の上限人数を超えた場合、加算適用とする。																							
単位分け事務費加算【拡充】	<p>単位分けの運営に必要な事務費について加算を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>1単位あたり</td> <td>435,000円/年</td> </tr> </table> <p>※単位分けにかかる事務について、児童・支援員名簿、各種報告、会計区分等はそれぞれ別々に管理を行うこと。</p>	1単位あたり	435,000円/年																						
1単位あたり	435,000円/年																								
障害児加配加算【拡充】	<p>身体障害者手帳、療育手帳を所持または特別支援学級に就学する児童について、安全に保育を行うため、別途支援員を加配する。支援員の加配については、加配対象児童2名につき1名の支援員を配置し、係る費用について加算を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>支援員1名あたり</td> <td>118,000円/月</td> </tr> </table> <p>※児童数に応じた必要支援員数の配置を行わない場合は加算の対象外とする。 ※加配にかかる支援員の配置費用が加算額より低い場合は、実績額を加算額とする。 ※2対1の保育が困難である場合は、別途、市と協議することができる。</p>	支援員1名あたり	118,000円/月																						
支援員1名あたり	118,000円/月																								
減免補填加算	<p>利用料の減免を行った場合、かかる減収費用について補填する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>非課税世帯・生活保護世帯</th> <th>全額免除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ひとり親家庭・兄弟姉妹(最年少以外)</td> <td>2,500円減額/月</td> </tr> </tbody> </table>	非課税世帯・生活保護世帯	全額免除	ひとり親家庭・兄弟姉妹(最年少以外)	2,500円減額/月																				
非課税世帯・生活保護世帯	全額免除																								
ひとり親家庭・兄弟姉妹(最年少以外)	2,500円減額/月																								
民設クラブ特別加算(民設のみ)	<p>設備の修繕や更新等、民設クラブとして特別かかる施設の継続的な維持管理に必要な経費の加算を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>専用区画84.15㎡未満の施設</th> <th>305,000円/年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専用区画84.15㎡以上の施設</td> <td>509,000円/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、自己所有物件に限る。 ※テナントを借用している場合は、要綱に定める金額(3,066,000円)を上限として賃借料を補助する。</p>	専用区画84.15㎡未満の施設	305,000円/年	専用区画84.15㎡以上の施設	509,000円/年																				
専用区画84.15㎡未満の施設	305,000円/年																								
専用区画84.15㎡以上の施設	509,000円/年																								